

# みのおワーキングNEWS

2018年2月1日  
NO. 71

発行: 箕面市地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通)

FAX072-722-7655

## 【障害者雇用事業所の金利負担軽減措置】

箕面市では、市内の事業主（事業を営む障害者を含む）が、障害者の雇用、就労のために必要となる施設の設置、設備の購入に係る融資を受けた場合又は障害者を雇用している事業主等が事業資金融資を受けた場合、当該融資に係る利子に対し利子補給金を交付しています。

※申請要件として、対象となる事業所及び融資期間、融資内容などがあります。  
なお、申請時期により対象年度（期間）に制限があります。  
今後、融資をご検討の場合にも随時、下記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

箕面市 地域創造部 箕面営業室（TEL:072-724-6727）

### -目 次

障害者雇用事業所の金利負担軽減措置 [箕面市役所]	1 ページ
常時雇用する労働者が300人以下の中小企業のみなさまへ 女性の活躍推進に取り組みましょう! [大阪労働局]	2 ページ
労働保険料の納付は口座振替が便利です!・大阪府内の最低賃金 [淀川労働基準監督署]	3~4 ページ
平成30年度の大学等卒業者予定者を対象とした求人公開日は4月1日です! [池田公共職業安定所]	5 ページ
2018年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 [ (公財) 21世紀職業財団 ]	6 ページ

常時雇用する労働者が300人以下の 中小企業のみなさまへ

## 女性の活躍推進に取り組みましょう！

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの「働き方」の見直しが課題となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一環の近道です。

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者※が300人以下の企業については、行動計画の策定、届出、情報公表等が努力義務（301人以上は義務）となっています。

※パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

中小企業におかれましても、女性活躍推進法に基づき、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・社内周知・公表、③行動計画を策定した旨の届出、④情報公表に取り組んでみませんか。

☆行動計画を策定・届出等すると、次のようなメリットがあります！

### ○ 女性の活躍推進企業データベース <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

厚生労働省が運営する女性の活躍に関する情報を公表するデータベースに、行動計画や、女性の活躍に関する情報を公表すると、業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができ、自社の取組を学生や消費者、投資家などにアピールできます。



### ○ 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

自社の女性活躍に関する行動計画を策定し、行動計画に沿った取組を実施した場合に支給されます。300人以下の中小企業が「取組目標」を達成した場合、「数値目標」を達成した場合に、各々28万5千円が支給されます。女性管理職比率が上昇した場合の加算もあります。

### ○ 公共調達への加点評価

300人以下の中小企業の場合、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行うだけで、公共調達の加点の対象になります！  
\*詳しくは公共調達を実施する各府省等にお問い合わせください。

☆ 女性活躍推進法等の詳細は、厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

☆ 大阪労働局ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp> 内の、「女性の活躍推進情報コーナー」にも、行動計画の例、行動計画策定届の様式、策定届の記載例などを掲載しています。

☆ どのように行動計画を策定してよいかわからない場合など、「女性活躍推進アドバイザー」が、ご要望に応じて、電話又は訪問により無料でサポートします（中小企業のための女性活躍推進事業（厚生労働省委託事業））。  
問合せ先 一般財団法人女性労働協会 03-3456-4412

お問い合わせは、大阪労働局雇用環境・均等部 指導課（06-6941-8940）へ

# 労働保険料の納付は 口座振替が便利です！



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 口座振替納付とは

口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。一度、登録をすれば翌年度も自動継続されます。手数料はかかりません。

## 口座振替納付の特長

其の  
一

金融機関窓口に向かず納付ができます

忙しくて銀行に行く時間がない！そんなあなたに…

其の  
二

納付もれの心配がありません

あっ！すっかり納付期限が過ぎていた！そんな心配もありません。

其の  
三

ゆとりある納付期日で安心

口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

## 口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期 ※2	第3期 ※2	第4期 ※3
口座振替納付日※1	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日
口座振替しない場合の納期	7月10日	10月31日	1月31日	3月31日
金融機関への申込期限	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

※1 口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

※2 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

※3 第4期については、単独有期事業のみ対象の納期となります。

## お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手



口座を開設している金融機関に提出

※ 申込用紙は厚生労働省ホームページ及び大阪労働局、各労働基準監督署に用意しています。

※ 労働保険事務組合用の申込用紙は、大阪労働局労働保険適用・事務組合部に用意しています。

TEL:06(4790)6332

※ 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

※ 登録手続が完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

## 通知

- ⇒ 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 納付日から1か月程度で振替結果通知をお送りします。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

大阪労働局 労働保険徴収課

TEL: 06(4790)6330

〒546-0028大阪府中央区豊船町1-2-8  
中央大通Pビル17階

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索



# 大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	<b>909円</b> (平成29年9月30日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>910円</b> (平成29年11月30日)	次の業務に主として従事する方 (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>910円</b> (平成29年11月30日)	
自動車小売業	<b>910円</b> (平成29年11月30日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>912円</b> (平成29年11月25日)	
自動車・同附属品製造業	<b>914円</b> (平成29年11月30日)	
鉄鋼業	<b>926円</b> (平成29年11月30日)	
塗料製造業	<b>930円</b> (平成29年11月30日)	
		次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びびん等の取りそりえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・ 精進手当、通勤手当、家族手当
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- ・ 時間給制の場合 時間給  $\geq$  最低賃金額
- ・ 日給制の場合 日給  $\div$  1日の平均所定労働時間（時間額に換算）  $\geq$  最低賃金額
- ・ 月給制の場合 月給  $\div$  1か月平均所定労働時間（時間額に換算）  $\geq$  最低賃金額

◎ 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則が定められています。

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）  
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください



大学等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さま  
大学等卒業予定者の皆さま

ハローワークからのお知らせです。

## 平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は **4月1日**です！

- ※ 求人公開日が昨年度の6月1日から4月1日に変更となりました。
- ※ これに伴い、求人の受理が昨年度の3月1日から2月1日に変更されます。

大学、短期大学と高等専門学校で平成30年度（平成31年3月）卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールを踏まえ、ハローワークでの卒業・修了予定者（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）を対象とする求人の取扱いは、以下のとおりになります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降

ハローワークにおける求人の取扱い	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。なお、求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

### 「新卒応援ハローワーク」における就職支援について

新卒応援ハローワークでは、大学等卒業予定者や大学等の学校を卒業した方を対象に、各学校との連携の下、ジョブサポーター(※)によるきめ細かな支援など、様々なサービスを行っています。お気軽にご利用ください。

(※) 新卒者の就職支援を専門とする職業相談員、企業の人事労務管理経験者などを採用しています。

#### 「新卒応援ハローワーク」の支援メニュー（ご利用はすべて無料です）

- 全国のネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 担当官からの個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 臨床心理士による心理的サポート
- 求職者の希望を踏まえた個別求人の開拓 など

# 21世紀職業財団

## 2018年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

### 1. セクシュアルハラスメント/パワーハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談担当の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2018年5月25日(金) 13:30~16:30(予定)

場 所 鐵鋼會館(大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町7-ビル 11F)

担当講師 21世紀職業財団客員講師 中崎 郁子

### 2. セクシュアルハラスメント/パワーハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2018年7月期 未定 9:30~16:30(予定)

場 所 鐵鋼會館(大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町7-ビル 11F)

担当講師 21世紀職業財団客員講師 未定

### その他 取組み支援事業のご紹介

★個別のご要望にお応えしたオーダーメイド研修の実施

★女性活躍・ハラスメント・働き方等をテーマとした社内の意識調査・課題分析

★ハラスメント事案解決のアドバイス・コンサルティング

【お問合せ先】 公益財団法人 21世紀職業財団関西事務所

TEL (06) 4963-3820 E-mail: [kansai@jiwe.or.jp](mailto:kansai@jiwe.or.jp)

<http://www.jiwe.or.jp>

